

宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程

平成21年4月1日

規程第35号

(趣旨)

第1条 宮城大学大学院学則（以下「大学院学則」という。）第31条第2項の規定により、事業構想学研究科の授業科目の履修の履修方法、成績の評価及び単位の認定に関し、必要な事項を定める。

(授業科目等)

第2条 事業構想学研究科の授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は別表のとおりとする。

(履修コースの設定)

第3条 博士前期課程に、履修コースとして「学術研究コース」及び「高度職業人育成コース」を設ける。

(履修コースの選択及び変更)

第4条 博士前期課程の学生は、前条に規定する履修コースのいずれかを選択し、入学した年度の4月末までに様式第1号により、その選択した履修コースを研究科長に届け出なければならない。

2 前項の規定により選択した履修コースの変更を希望する学生は、別に定める日までに様式第2号により研究科長に履修コースの変更許可申請を行い、その許可を得なければならない。

(指導教員・副指導教員)

第5条 事業構想学研究科の学生（以下「学生」という。）の研究及び論文などへの適切な指導と助言を行うために指導教員及び副指導教員を置く。

2 学生ごとに、博士前期課程にあつては指導教員1名、博士後期課程にあつては指導教員1名及び副指導教員1名を定める。

3 指導教員及び副指導教員は、専任教員をもって充てる。ただし、研究科教授会が認めた場合は、専任教員以外の副指導教員を加えることができる。

4 指導教員及び副指導教員の変更は、原則として認めない。ただし、特別な事情が生じた場合に限り、研究科教授会の議を経て変更を認めることがある。

(履修登録)

第6条 学生は、履修しようとする授業科目について、前期及び後期の所定の期日までに、指定された方法により、履修登録を行わなければならない。

(履修登録の制限)

第7条 次に掲げる授業科目は、履修登録をすることができない。

一 在学年次より上級年次に配当されている授業科目

二 既に単位を修得した授業科目

2 授業時間が重複する授業科目は、原則として履修登録できない。

3 教育環境等により、履修登録の人員を制限することがある。

(試験)

第8条 定期試験は、その授業の開講時期の末に期間を定めて行う。

2 前項の規定にかかわらず、随時試験を行うことができる。

3 前2項の試験は、筆記試験、口述試験、実技試験、又は課題（レポート・制作物等）により行う。

4 次のいずれかに該当する学生は、試験を受験することができない。

一 履修登録をしていない学生

二 試験時刻に20分を超えて遅参した学生

(成績評価等)

第9条 学生の成績は、シラバス等で示された授業の到達目標に対する学生の学習到達度によって評価されるものとする。

2 成績の表示は次のとおりとし、秀、優、良及び可を合格とし、所定の単位を与える。

評価	評 点	学習到達度との関係
秀	90点以上	学習到達度が特に優秀な水準で到達目標に達している
優	80点以上90点未満	学習到達度が優秀な水準で到達目標に達している
良	70点以上80点未満	学習到達度が良好な水準で到達目標に達している
可	60点以上70点未満	学習到達度が到達目標に達している
不可	60点未満	学習到達度が到達目標に達していない

3 前条第4項第2号の規定に該当し試験を受験できなかった授業科目又は正当な理由なく試験を受験しなかった授業科目については、原則として不合格とする。

4 前2項の規定により不合格となった授業科目については、次年度以降に再履修することができる。再履修する科目にあっては、第6条の規定に基づく履修登録を行わなければならない。

5 成績は、原則として当該学期末までに確定する。

(追試験)

第10条 所定の試験に欠席した学生に対する試験（以下「追試験」という。）は、原則として行わない。ただし、病気その他特別の理由により、やむを得ず試験を受験できなかった学生に対しては、その願い出により追試験を行うことがある。

2 追試験の受験を希望する学生は、原則として該当科目の試験開始前までにその事由を該当科目の担当教員に申し出るものとする。

3 前項の規定により申出をした学生は、原則として該当科目の試験終了後1週間以内に、別の定める様式により追試験願を該当科目の担当教員に提出し、研究科長等の承認を得なければならない。

4 追試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

(再試験)

第11条 試験（前条に規定する追試験を含む。）を受験して不合格となった学生に対する試験（以下「再試験」という。）は、原則として行わない。ただし、研究科教授会等が特に必要と認めた場合は、この限りではない。

2 再試験の実施日時等は、該当科目の担当教員がその都度決定する。

3 再試験における成績の評価は、原則として可を上限とする。

(不正行為)

第12条 第8条第1項に定める試験において不正行為をした学生に対しては、当該学生が当該学期に登録しているすべての履修科目の成績評価を不可とするほか、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行う。

2 授業の出席に関し虚偽申告を行った学生に対しては、当該科目の成績評価を不可とするほか、その不正行為の状況により、大学院学則第26条の規定による懲戒処分を行うことがある。

(学位論文仮題目の届出)

第13条 学生は、学位論文(修士の学位を申請しようとする者は、学位論文又は特定の課題の研究成果。以下同じ。)を執筆しようとする年度の4月末日までに、学位論文仮題目を研究科長に届け出なければならない。

(博士論文執筆資格)

第14条 博士論文を執筆しようとする学生は、学位申請の6月前までに、所定の審査を経て博士論文執筆資格を取得しなければならない。

(学位論文の審査及び最終試験)

第15条 学生は、研究科長を経て学長に学位論文を提出し、論文審査の申請を行う。

2 学生は、博士論文を提出する前に指導教員の承認を得て、別に定める予備審査を研究科長に申し出なければならない。

3 学位論文の審査及び最終試験については、宮城大学学位規程の定めるところによる。

(学位論文、最終試験の評価及び判定)

第16条 学位論文及び最終試験の成績については、第9条の規定にかかわらず、次のとおりとする。

一 学位論文は、秀、優、良、可を合格とし、不可を不合格とする。

二 最終試験は、合格、不合格とする。

(修了要件)

第17条 博士前期課程を修了するためには、2年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については1年以上在学すれば足りるものとするができる。

2 前項の規定にかかわらず、大学院学則第34条の規定により本学大学院の他の研究科の授業科目を履修して修得した単位及び次条の規定に基づき認定された単位については、別に定めるところにより、修了要件単位数への算入を認めることがある。

3 博士後期課程を修了するためには、3年以上在学し、第2条別表の「修了要件単位数」に定める所定単位数を修得し、かつ学位論文の審査及び最終試験に合格しなければならない。ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた学生については大学院学則第38条第2項の各号に定める年数以上在学すれば足りるものとすることができる。

(既修得単位等の認定)

第18条 大学院学則第35条及び第36条の規定により単位を修得しようとする者は、次の各

号に掲げる書類を指定のあった期日までに学長に提出しなければならない。

- 一 既修得単位等認定申請書
- 二 成績証明書（出身大学の大学院等の発行するもの）
- 三 申請する授業科目について、出身大学の大学院等が作成した科目の内容、単位制度等単位の換算、認定に必要な資料

（委任）

第19条 この規程に定めるもののほか、授業科目の履修方法等に関し必要な事項は、研究科教授会が定める。

附 則

この規程は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規程は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生に対する授業科目、当該科目の配当年次及び単位数並びに必修・選択の別は改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（H21.4.1 第1回理事会）

- 1 この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則（H23.3.23 第38回理事会）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。ただし、この規程の改正の前日において在学する学生に対する専門領域、専門分野、授業科目、配当年次、単位数、必修選択の別及び履修方法については、改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（H25.3.27 第67回理事会）

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (H27.3.25 第 94 回理事会)

- 1 この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の施行日前において既に本学に在籍する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H29.2.22 第 119 回理事会)

- 1 この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、平成 29 年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生については、なお従前の例による。

附 則 (H30.2.28 第 133 回理事会)

- 1 この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この改正による改正後の宮城大学大学院事業構想学研究科履修規程は、平成 30 年度入学生から適用し、この規程の施行の日の前日において在学する学生（施行日の前日までに退学又は除籍となり、施行日以後に当該研究科に再入学したものを含む。）については、なお従前の例による。

様式第1号（第4条第1項関係）

博士前期課程履修コース選択届出書

平成 年 月 日

事業構想学研究科長 殿

(届出者)

学籍番号

氏 名

電話番号

(指導教員)

職・氏名

印

博士前期課程における履修コースを下記のとおり選択したので届け出ます。

記

選 択 し た 履 修 コ ー ス 名
コ ー ス

博士前期課程履修コース変更許可申請書

平成 年 月 日

事業構想学研究科長 殿

（申請者）

届出履修コース名

学籍番号

氏 名

印

電話番号

（指導教員）

職・氏名

印

博士前期課程における履修コースを下記のとおり変更したいので、許可されるよう申請します。

記

1 変更希望コース名

コース

2 コース変更理由

第2編教育 事業構想学研究科履修規程

別表（第2条関係）

事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（前期2年の課程）

専門領域	授業科目	配当年次	単位数		必修選択 の別	備 考
			講義	演習		
ビジネスマネジメント領域	マネジメント	1・2前	2		選択	演習科目は、一つの専門領域の中で、Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、Ⅳを1セットとして16単位を選択すること。また、講義科目は、選択した演習科目の属する専門領域の講義科目並びに共通科目の特別講義及び事業構想基礎講座の中から4単位以上を含め、14単位以上を選択すること。 学術研究コースは英語特論を、高度職業人育成コースはプロジェクト研究を必修科目とする。
	アカウンティング	1・2後	2		選択	
	ファイナンス	1・2前	2		選択	
	ストラテジー	1・2後	2		選択	
	マーケティング	1・2前	2		選択	
	ITマネジメント	1・2後	2		選択	
	非営利組織マネジメント	1・2後	2		選択	
	税法	1・2後	2		選択	
	ビジネスマネジメント演習Ⅰ	1前		4	選択	
	ビジネスマネジメント演習Ⅱ	1後		4	選択	
	ビジネスマネジメント演習Ⅲ	2前		4	選択	
ビジネスプランニング領域	ビジネスマネジメント演習Ⅳ	2後		4	選択	
	社会システム	1・2後	2		選択	
	経済システム	1・2後	2		選択	
	観光ビジネス	1・2後	2		選択	
	商業ビジネス	1・2前	2		選択	
	医療福祉システム	1・2前	2		選択	
	地域交流ビジネス	1・2前	2		選択	
	地域経済ビジネス	1・2前	2		選択	
	コミュニティビジネス	1・2後	2		選択	
	コミュニティシステム	1・2前	2		選択	
	ビジネスプランニング演習Ⅰ	1前		4	選択	
空間デザイン領域	ビジネスプランニング演習Ⅱ	1後		4	選択	
	ビジネスプランニング演習Ⅲ	2前		4	選択	
	ビジネスプランニング演習Ⅳ	2後		4	選択	
	文化環境デザイン	1・2前	2		選択	
	環境情報デザイン	1・2前	2		選択	
	環境デザインマネジメント	1・2後	2		選択	
	地域デザイン	1・2前	2		選択	
	地区デザイン	1・2後	2		選択	
	施設デザイン	1・2後	2		選択	
	地域環境システム	1・2後	2		選択	
	数理造形デザイン	1・2前	2		選択	
	設計プロセス・マネジメント	1・2前	2		選択	
	ファシリティ・マネジメント	1・2後	2		選択	
情報デザイン領域	空間デザイン演習Ⅰ	1前		4	選択	
	空間デザイン演習Ⅱ	1後		4	選択	
	空間デザイン演習Ⅲ	2前		4	選択	
	空間デザイン演習Ⅳ	2後		4	選択	
	情報ネットワーク	1・2前	2		選択	
	分散システム	1・2前	2		選択	
	情報システム設計	1・2後	2		選択	
	インタラクションデザイン	1・2後	2		選択	
	数理環境デザイン	1・2後	2		選択	
	情報メディアシステム	1・2前	2		選択	
	情報デザイン演習Ⅰ	1前		4	選択	
共通科目	情報デザイン演習Ⅱ	1後		4	選択	
	情報デザイン演習Ⅲ	2前		4	選択	
	情報デザイン演習Ⅳ	2後		4	選択	
	英語特論	1・2後	2		選択	
	プロジェクト研究	1・2後	4		選択	
	空間デザイン特別演習AⅠ	1・2前		2	選択	
	空間デザイン特別演習AⅡ	1・2後		2	選択	
	空間デザイン特別演習BⅠ	1・2前		2	選択	
	空間デザイン特別演習BⅡ	1・2後		2	選択	
	ビジネスマネジメント特別講義	1・2前	2		選択	
	ビジネスプランニング特別講義	1・2後	2		選択	
単位合計数	空間デザイン特別講義	1・2後	2		選択	修了要件単位数 30単位以上
	情報デザイン特別講義	1・2後	2		選択	
	事業構想基礎講座	1・2前	2		必修	
単位合計数			82	72		

※ 「特別講義」は、適宜テーマを定めて開講する。

※※ 研究科教授会が特に必要と認める者は、2年次配当の科目を1年次で履修し、又は他の授業科目で代えることができる。

第2編教育 事業構想学研究科履修規程

事業構想学研究科事業構想学専攻博士課程（後期3年の課程）

専門領域	授業科目	配当年次	単位数		必修選択 の別	備 考
			演習	研究		
産業・事業システム領域	産業・事業システム特別演習Ⅰa （事業計画系）	1・2 前・後	2		選択	所属領域・系の演習Ⅰa・bまたはⅡa・bの4単位を必ず含み、合計8単位以上を選択すること。
	産業・事業システム特別演習Ⅰb （事業計画系）	1・2 前・後	2		選択	
	産業・事業システム特別演習Ⅱa （デザイン情報系）	1・2 前・後	2		選択	
	産業・事業システム特別演習Ⅱb （デザイン情報系）	1・2 前・後	2		選択	
地域・社会システム領域	地域・社会システム特別演習Ⅰa （事業計画系）	1・2 前・後	2		選択	
	地域・社会システム特別演習Ⅰb （事業計画系）	1・2 前・後	2		選択	
	地域・社会システム特別演習Ⅱa （デザイン情報系）	1・2 前・後	2		選択	
	地域・社会システム特別演習Ⅱb （デザイン情報系）	1・2 前・後	2		選択	
共通	事業構想学特別研究	1～3 前後		8	必修	
合計単位数			16	8		修了要件単位数 16単位以上